

『自助』～ひとりひとりが行う防災対策～

< 自分(家族)、事業者(従業員) >

防災に関する知識の普及等

- 防災の知識の習得や防災訓練を積極的・継続的に行います。

建築物等の安全確保

- 所有・管理している建築物や工作物の安全を確保します。
- 家具等の転倒防止に努めます。
- 森林の所有者や管理者は、森林を適正に管理します。

避難行動のための準備

- ハザードマップで住んでいる地域を確認し、その危険性に応じた避難先や避難の方法を決めておきます。
- 非常持出品を準備しておきます。



物資等の備蓄

- 食料・飲料水・携帯トイレなど、災害時に生活するうえで必要な物資を3日以上(推奨1週間分)準備します。

応急対策

- 災害の情報に注意して、自分や家族、従業員などの安全を守るために避難行動をとります。

『共助』～みんなで協力して行う防災対策～

< 隣近所、自主防災組織 >

物資の備蓄等

- 災害時にみんなで行う活動に必要な防災資機材を整備するよう努めます。

自主防災活動

- 自主防災活動への積極的な参加・協力に努めます。
- それぞれの地域の特性に合わせた防災訓練を行います。
- 地域における連絡体制を整備します。
- 市民や事業者、自主防災組織、消防団、民生委員は、日ごろからの連携に努めます。

要配慮者の支援

- 市民や自主防災組織、民生委員は、お互いに協力し、普段から要配慮者の安否確認や見守り活動を行います。



応急対策

- 災害時は、みんなで協力して次の活動に努めます。
 - > 災害情報の伝達
 - > 避難行動要支援者への避難支援
 - > 出火防止・初期消火
 - > 被災者の救護・救出
 - > その他、災害時に必要な応急対策

避難所の運営等

- 避難者は、円滑な避難所運営のために協力します。
- 避難所生活が長期化する場合は、避難者同士が協力し、避難所の運営に努めます。
- 事業者は、事業所周辺の避難者への滞在場所の提供に努めます。



関市の防災のもっとも大切な理念

関市防災基本条例

令和6年6月28日施行



～条例前文～

本市では、平成30年7月豪雨により、津保川上流域で氾濫が起き、1,181棟に及ぶ家屋が甚大な浸水被害を受け、さらには1人の尊い命が失われた。一方で、この豪雨災害においては、近隣住民同士の助け合いによる避難活動が行われたことで、多くの命が救われた。また、市内外からボランティア活動に参加した方々の献身的な行動や姿は、災害復旧の大きな原動力となり、被災者の希望の光となった。このことから、日頃から近隣住民間のつながりをつくり、人と人との絆を育むことが、いかに大切であるかを改めて認識した。

私たちは、この災害をいつまでも胸に刻み、教訓として、未来に生かさなければならない。そして、南海トラフ地震や激甚化する台風等の自然災害に備え、防災に対する意識をさらに高めて、尊い生命や財産を守らなければならない。

そのために、自らのことは自らが守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」並びに市が市民及び事業者の安全を確保する「公助」の理念をより推進し、市民、事業者、自主防災組織及び市がそれぞれの役割や責務を十分認識し、一体となって災害に立ち向かうことが必要不可欠である。

ここに、地域の防災力の更なる向上を図り、誰もが安心して暮らすことができる災害に強いまちを実現するために、この条例を制定する。

『関市防災基本条例』って？

なぜ、防災基本条例が必要な？

これまでの想定を超える災害が、毎年のように全国で発生しています。こうした災害に対応していくためには、みんな(市民・事業者・自主防災組織・市)がそれぞれの役割や責任を果たし、連携・協力しながら防災の意識を高め、防災対策を進めていくことが必要です。

「防災基本条例」は、関市の防災対策の基本的な考え方、市民・事業者・自主防災組織の役割や市の責務、行動指針などをまとめたもので、これから関市の防災対策を進めるうえでとても大切な条例です。

関市では、この条例をもとに、防災対策を推進します。



防災基本条例はいつ、どのようにしてつくられたの？

令和4年5月 関市防災会議は、条例策定に向けた調査研究を行う委員会として「関市防災基本条例策定専門委員会」を設置しました。

令和4年6月～令和5年1月 関市防災基本条例策定専門委員会(公募の市民を含む委員17名)は、6回にわたり、条例案について審議しました。



令和5年1月 関市防災基本条例策定専門委員会は、調査結果を関市防災会議に報告し、関市防災会議は、この調査結果を受け協議・承認し、同日市長に報告しました。

令和6年3月 条例案についてパブリックコメントを実施し、広く市民から意見を募集しました。

令和6年6月 市議会定例会において「関市防災基本条例」が議決され、6月28日に公布しました。

防災基本条例の目的

市民の生命・身体・財産や事業者の財産を災害から守るために、市民・事業者・自主防災組織の役割や市の責務を明らかにし、防災対策の基本的な指針を定め、誰もが安心して暮らすことができる「災害につよいまち」を実現することを目的としています。

防災対策の最も大切な理念

基本理念

防災対策は、次の3つの理念により推進されなくてはなりません。

- 1 「自助」「共助」「公助」の理念を基本として、市民・事業者・自主防災組織・市がそれぞれの役割や責務を果たし、日ごろから協働すること。
- 2 災害時は人の生命・身体を守ることを最優先し、同時に被害の最小化を図ることを基本とすること。
- 3 被災者の年齢・国籍・性別・障害の有無などの事情を踏まえて、適切な配慮がなされること。



みんなの役割と市の責務

市民のみなさんの役割

- ▶ 災害から自分や家族の安全を守るよう普段から必要な備えをするよう努めます。
- ▶ 普段からご近所同士がお互いに協力し、良好な関係づくりに努めます。

事業者のみなさんの役割

- ▶ 災害から従業員や来客の安全を守るために必要な対策の実施に努めます。
- ▶ 普段から地域の防災活動に協力するよう努めます。

自主防災組織のみなさんの役割

- ▶ 共助の中核を担う組織として積極的に防災活動を行い、地域のつながりや防災力の強化に努めます。
- ▶ 事業者や防災関係機関、市が実施する防災活動に協力するよう努めます。

市の責務

- ▶ 市民の生命・身体・財産や事業者の財産を災害から守るとともに、その被害を最小限にとどめるため、防災対策を総合的に推進します。

市の予防対策と応急・復旧対策

防災に関する知識の普及等

- 防災の知識を持つ方と協力し、みなさんが防災の知識を得るために必要な支援をします。
- 避難場所を周知し、同時に避難情報などに応じて災害時にとるべき行動を啓発します。
- 市職員の防災に関する能力を高めます。

建築物等の安全確保

- 市が管理する公共施設(道路・橋・河川など)を計画的に点検・改修します。

物資の備蓄等

- 災害時に必要な物資や防災資機材を計画的に備蓄・整備します。

自主防災活動

- 自主防災活動を支援します。

要配慮者の支援

- 避難行動要支援者の避難のため、避難行動要支援者の情報を、本人同意の上で関係者に提供します。
- 福祉避難所をあらかじめ指定します。

業務継続計画の策定

- 災害時の優先業務や通常業務の早期復旧のために必要な体制・手段を定めた計画を策定します。

協定の締結

- 他の市町村や事業者等との協定締結を行います。

応急対策

- 災害時は災害に関する情報を多様な伝達手段で発信します。
- 災害時は防災関係機関と連携し、効果的な応急対策を実施します。



避難所の運営等

- 災害時は、必要に応じ速やかに避難所を開設し、避難者の安全や健康に配慮して運営します。
- 避難者が避難所の運営をする場合は、その運営に必要な支援をします。

ボランティア活動

- 災害ボランティアの活動に必要な支援をします。

復旧対策

- 各種団体と連携し、都市基盤の復旧・市民生活の再建に取り組みます。

